

申請にあたってのお願い

災害時は誰もが被災者となりますので、災害の状況によっては必ずしもすみやかに支援を受けられるとは限りません。

平成30年6月の地震や9月の台風での経験を踏まえて、自分の身は自分で守るという意識を持ち、避難に必要な準備を行うとともに、日頃から地域で気軽に話せる関係づくりを心がけましょう。

よくある質問

◆ 個人情報が悪用されることはないの？

申請のあった個人情報については、市、関係機関および地域の団体において適正に管理し、この事業の目的以外には使用しません。

◆ 申請をしないと助けてもらえないの？

申請に関わらず被災者は救助の対象となりますが、安否確認等をよりすみやかに行うため、事前の申請をお願いします。

◆ 申請はいつまでにすればいいの？

申請は随時受け付けています。支援が必要になった場合は、いつでも申請してください。

◆ 支援は必要ないけど提出しないといけないの？

ご本人の状況を適切に把握するため、支援が必要ない場合は、「支援を希望しない理由書」を必ずご提出ください。

地域のみなさんへ

- ◆ 災害が発生した際には、消防などの公的機関が、市民の安否確認や避難誘導等のさまざまな支援活動を行います。それだけでは十分ではありません。
- ◆ 特に災害が発生した直後には、自らの身は自らで守ること、地域や近隣住民による助け合いを行うことが非常に重要となります。
- ◆ 地域のみなさんにおかれましては、災害時だけではなく、普段からお互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

高槻市 健康福祉部 地域共生社会推進室

高槻市桃園町2番1号 総合センター14階

TEL : 072-674-7162

FAX : 072-674-7820

【発行】令和5年(2023年)4月

地域で取り組む安全・安心なまちづくり

災害時要援護者 支援事業のご案内

～高齢者・障がい者を災害から守る～

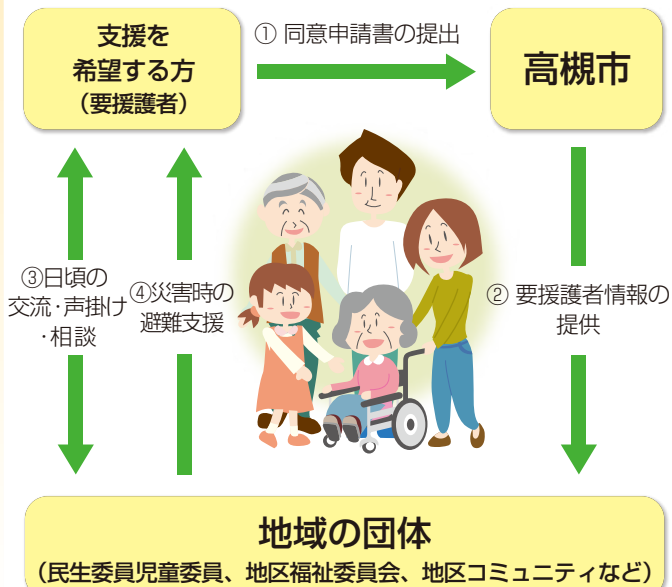


 **高槻市**
Takatsuki City

1 災害時要援護者支援事業とは？

高齢者や障がい者など、災害が発生した際に自力で避難することが難しく、手助けを必要とする方（要援護者）を、地域住民のみなさんが支援をしていく事業です。

● 支援のしくみ ●



要援護者の方から申請のあった情報※を地域の団体に提供し、地域住民のみなさんが日頃からの交流等を図ることにより、災害時に安否確認や避難誘導等の支援をすみやかにできる体制づくりを進めます。

※地域の団体に提供する情報は、「氏名」「性別」「年齢」「住所」「電話番号」「支援を必要とする状況」です。

2 事業の対象となる方は？

次のいずれかに該当し、自力で避難することが難しく、市内に在宅で生活する方です。

※施設や病院などに長期入所・入院している方は対象になりません。

- ◆ 75歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ◆ 介護保険の要介護度4・5の認定を受けている方
- ◆ 身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ◆ 上記以外で、手助けを必要とする方

3 申請について

この事業を利用したい方は、事前の申請が必要です。同意申請書が必要な方は、地域共生社会推進室にご連絡ください。

※代筆・代理人による申請も可能です。

支援を希望する

➡ 「同意申請書」のみ提出してください。

支援を希望しない

➡ 「支援を希望しない理由書」のみ提出してください。

※申請の内容に変更があった場合、転出等により事業の対象でなくなった場合等は、すみやかに地域共生社会推進室にご連絡ください。

地域での活動紹介

■ 要援護者の方と相談



支援内容や避難経路等について、要援護者の方と相談しています。

■ 地域での交流・関係づくり



地域住民のみなさんがお互いに顔の見える関係をつくるために、懇談会などを行っています。

■ 避難訓練



小学校を避難所として、要援護者の方々の支援を想定した訓練を行っています。